

京都市告示第 287 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成29年8月10日から平成30年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、本市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務を委託します。

平成29年8月10日

京都市長 門川大作

1 名称

株式会社TANA-X

2 住所又は主たる事務所の所在地

京都市下京区五条通烏丸東入松屋町438番地

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)